「国民年金学生納付特例制度」について

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることが義務づけられています。学生については、本人の所得が一定額以下の場合、**申請により在学中の保険料の納付が猶予される**「学生納付特例制度」が設けられています。

所得審査の対象者

学生であるご本人の所得が、所得基準以下であるか否かで判定します。

所得基準

所得基準（前年所得）＝118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

対象となる学校

・大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校です。（夜間・定時制課程や通信課程も含まれます。）

承認を受けた期間

・未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。
・10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。
（ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは経過期間に応じた加算額が上乗せされます。）

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

		納　付	学生納付特例	未　納
障害基礎年金・遺族基礎年金（受給資格期間）		○（入ります）	○（入ります）	×（入りません）
老齢基礎年金	受給資格期間	○（入ります）	○（入ります）	×（入りません）
	年金額に計算	○（されます）	×（されません）	×（されません）

保険料を未納のままにしておくと、将来年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、保険料を納めることが難しい方は、学生納付特例の申請をしてください。

平成31年度の申請は4月1日から受け付けます

20歳になる方は「国民年金被保険者資格取得届」の提出も必要です

平成31年度に20歳を迎える方は、日本年金機構より国民年金資格取得のための書類が届いてから、20歳の誕生日の前日（20歳到達日）以降に、その書類を市役所または各支所へ提出していただくことになります。

学生納付特例の手続きも20歳到達日以降の受け付けとなりますのでご注意ください。

申請は保険年金課または各支所市民窓口課へ

お持ちいただくもの

○年金手帳（または基礎年金番号がわかるもの）
※20歳になったばかりで手帳が届いていない方は必要ありません。
○来庁された方の本人確認できるもの
○学生証（コピー可。有効期限が記載されているもの）または在学証明書
○認印

【問い合わせ】
保険年金課（内線141）・笠間支所市民窓口課（内線72124）・岩間支所市民窓口課（内線73182）

「相続」大丈夫？
―意外に多い争続―

やさしい保険プラザでは、争続にならないためのお手伝いをさせていただきます。

やさしい保険プラザ 友部スクエア店
0120-650-121
笠間市住吉1364-1（伊勢甚友部スクエア内）